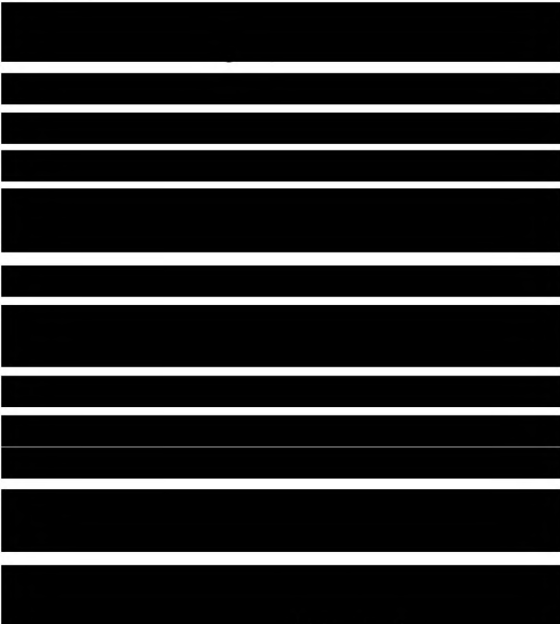


附記

昔、古老達は川の流れは三尺流れればきれいになると言われて居られた。それは河川本来の姿を理解せねば分らないことである。森林にも本然の姿がある。勿論農業にも本来の姿があった。本来の姿は極めて自然であって無理がない。自然であるが故に万物を生かすのである。

○会員移動

<新入会>



<住所変更>



<会則8条(2)による退会>



○会費納入のお願い

1989年度の会費(3000円)を納入下さい。過年度会費未納の方は、あわせて納入下さい。

送金先 振替口座 神戸 7-13829

水草研究会

なお、退会される方は、必ず事務局まで御一報下さい。

○投稿のお願い

来年度は通常どおり年4回の会報発行にもどります。次号は3月発行予定ですが、原稿が全くありませんので、ふるっての投稿をお願いします。

〔原稿送り先〕〒657 神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学教養部 角野康郎宛

〔編集後記〕

水草研究会10周年記念号をお届けします。編集作業などに思わぬ時間をとり、発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。しかし、時間をかけただけあって記念号にふさわしい読みごたえのあるものに仕上がったと、秘かに自負しています。御寄稿いただいた方々に御礼申し上げます。

内容は、全国集会の講演と一般投稿を特に分けず、ほぼトピック別に配列しました。水草研究会の目指すべき方向からすれば、やや内容が片寄りすぎたのではという危惧ももっていますが、何事も一度では果たせぬこと。今後の通常号で幅を広げ、来たるべき15周年、20周年にのぞみたいと思います。今までも増して、積極的な御寄稿をお待ちしています。

(角野)

水草研究会会則

1. 本会は水草研究会と称する。
2. 本会は水草に関する研究および知識の普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は上記の目的を達成するための事業を行なう。
 - (1) 研究発表会、講習会、採集会などの開催
 - (2) 会報の発行
 - (3) その他、必要と認めた事項
4. 会員は普通会員と特別会員とにわけらる。
 - (1) 普通会員は本会の趣旨に賛同して所定の会費を納めた者。
 - (2) 特別会員は会の推薦による顧問と名誉会員。
 - (3) 会員は会報の配布をうけ、本会の事業に参加できる。
5. 本会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、会計 2名、
幹事 若干名、

役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
本会は名誉会長をおくことができる。
6. 役員は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。

役員任期は次のようである。
会長は会を代表し会務を統べる。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。会計は本会の経理を担当する。幹事は会務を処理する。
7. 総会は原則として年1回開催する。総会に付議するおもな事項はつぎのようである。
 - (1) 役員選出
 - (2) 会務報告
 - (3) 会則変更
 - (4) その他必要と認めた事項
8. 本会に入会するには、入会申込書に1年分の会費をそえて会長に提出する。退会する場合は、退会届を会長に提出する。ただし、退会するとき、すでに納めた会費は払い戻しをしない。
9. 会計年度は1月1日より12月31日までとする。
10. 会費は年額3,000円とする。ただし特別会員は会費を徴収しない。
11. 本会の経費は、会費およびその他の収入による。
12. 本会の事務所は、会長の指定するところにおく。

※入退会、住所変更は事務所まで

〒657 神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学教養部生物学教室内

水草研究会

振替口座 神戸 7-13829

TEL (078) 881-1212 内線 6257 (角野)

水草研究会会報 No 33・34 (1988年12月)

(Bulletin of Water Plant Society, Japan)

発行 水草研究会 (神戸市灘区鶴甲1-2-1
神戸大学教養部生物学教室内)

編集 角野康郎

印刷 中村印刷株式会社

(神戸市灘区友田町3-2-3)